

議案第57号

逗子市手数料条例の一部改正について

逗子市手数料条例の一部を次のように改正する。

平成27年9月7日提出

逗子市長 平 井 竜 一

逗子市手数料条例の一部を改正する条例

第1条 逗子市手数料条例(平成12年逗子市条例第4号)の一部を次のように改正する。

別表第1中住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第30条の44第1項の規定に基づく住民基本台帳カードの交付又は住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号)第30条の18第1項の規定に基づく住民基本台帳カードの再交付の項の次に次の項を加える。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第7条の規定に基づく通知カードの紛失、汚損、毀損等による再交付	1枚	500円	
---	----	------	--

第2条 逗子市手数料条例の一部を次のように改正する。

別表第1中住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第30条の44第1項の規定に基づく住民基本台帳カードの交付又は住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号)第30条の18第1項の規定に基づく住民基本台帳カードの再交付の項を削り、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第7条の規定に基づく通知カードの紛失、汚損、毀損等による再交付の項の次に次の項を加える。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第17条の規定に基づく個人番号カードの紛失、汚損、毀損等による再交付	1枚	800円	
---	----	------	--

附 則

この条例中第1条の規定は平成27年10月5日から、第2条の規定は平成28年1月1日から施行する。

(提案理由)

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）の施行に伴い、通知カード及び個人番号カードの再交付に係る手数料を規定するとともに、住民基本台帳カードの交付及び再交付が終了することから、改正の要あるため提案する。